

不利益処分の処分基準

処 分 名		文化工房の利用許可の取消し等		
根拠例規及び条項		多治見市文化工房の設置及び管理に関する条例(平成12年条例第29号)第7条第1項		
所 管 部 課 名		経済部 産業観光課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	—		
	基 準	条例第7条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用の許可を取り消し、又は利用の停止を命ずることができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。 (3) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたことが明らかになったとき。		
	設定年月日	平成12年5月1日	最終変更年月日	
	備 考			